広島市告示(東区)第101号 令和7年10月17日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第4号の規定による道路を次のように指定したので、建築基準法施行規則第10条に基づき公告します。

この関係図書は、広島市東区役所建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一實

1 指定番号 第 2 号

2 指定年月日 令和7年10月17日

3 道路の位置 広島市東区山根町221-14

4 指定道路の

延長及び幅員 延長 12.9メートル

幅員 12.5メートル~13.3メートル